94	神戸南鈴蘭台住宅地区(その六)				
協定区域	北区中里町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新	認可	1999年12月8日
			年月日	更新	2009 年 12 月 8 日(有効期間を延長)
	面積	4, 562. 10 m <sup>2</sup>		更新	2019年12月8日(有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1999年12月8日~2029年12月7日(30年)	

## 協定内容の概要

- (1) 1区画の面積は、この協定の認可公告があった日の当該区画の面積未満にしてはならない。
- (2) 建築物の主たる用途は、住宅でなければならない。また、共同住宅、下宿又は寄宿舎を建築してはならない。
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、 建築面積に算入されない出窓で外壁面からの距離が0.45メートル以下のもの、外壁又はこれに代わる柱 の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合及び物置その他これに類する用途に供し、軒の高さ が2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合は、この限りでない。
- (4) 建築物、門及び塀の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。
- (5) 建築物の美観を確保し、周囲の環境との調和を図るために、道路に面する部分には植樹等を行い、良好に管理しなければならない。
- (6) 道路に面する扉は、開放時、道路に突出しないよう設置しなければならない。
- (7) 敷地境界内といえども、擁壁からはみ出して工作物等を設けてはならない。ただし、道路に面する擁壁 に植栽等を行う場合については、この限りでない。
- (8) 塀は生け垣及び通風を十分に考慮したフェンスに類するものとする。ただし、道路に直接面する塀でその高さが 0.7 メートル以下の部分については、この限りでない。
- (9)看板等広告物の設置は、自己敷地内とし、美観の確保及び周囲の環境との調和を図らなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

<sup>\*</sup>建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

<sup>\*</sup>建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

<sup>\*</sup>運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。 https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiiinkairenrakusakietsuranmoushikomi

